平成２９年（フ）第１２１６号
千葉市花見川区幕張町４丁目729番地　ＯＮコーポ101号
債務者　金子　道雄
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３２号
千葉県船橋市夏見台３丁目18番５―203号
債務者　橋場　愛子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３９号
千葉県習志野市東習志野６丁目10番37号
債務者　舟山　信夫
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５１号
千葉県船橋市南三咲１丁目26番９号　ガーデンハイツＡ―102号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７５号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目３番地６　ラインヴィラおゆみ野102号
債務者　小澤　智子（旧姓韮山）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８０号
東京都新宿区若松町１番２―102号、申立時の住所千葉県市川市幸２丁目３番12号（ハッピーハイツＣ棟203号）
債務者　加藤　　巧
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８１号
千葉県市川市大野町４丁目3218番地２　（ブランドールアイＡ―105号）
債務者　中澤恵美子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９４号
千葉市緑区誉田町１丁目832番地３　グリーンハイツイマイⅡ103号
債務者　千葉　妙子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９８号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番22棟306号
債務者　熊谷　利恵
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９９号
千葉市中央区大森町492番地１　エスティハイツＥ棟205号
債務者　小林　達彦
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７２号
千葉県市原市五井東１丁目５番地５　小倉ハイツ20―Ａ
債務者　椎名　和希
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７４号
千葉県八千代市勝田台２丁目16番地５　１棟401号
債務者　石毛啓二郎
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８５号
千葉市中央区道場北２丁目18番15―205号
債務者　岡村江里子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１０号
千葉県市川市鬼高１丁目９番８号（エクセル美優Ⅱ205号）
債務者　福田みゆき（旧姓大関）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１３号
千葉市花見川区幕張町５丁目373番地３　ニューウィング幕張Ⅱ402号
債務者　中村　元子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３２号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1410番地４　グランデュールハザマ103号
債務者　柳　　順子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７３号
千葉県習志野市東習志野８丁目27番４号　レオネクスト東八エコー205号
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係